

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

長岡京市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく指定暑熱避難施設として指定した乙の施設の運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法で使用する用語の例による。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 〇〇〇〇 〇〇
- (2) 所在地 長岡京市〇〇〇丁目〇番〇号
（供用部分等）

第4条 対象施設において、無料で市民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）と開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 供用部分 〇〇〇 〇〇
- (2) 受入可能人数 〇人
（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日及び開放する時間帯は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開放する曜日 〇曜日から〇曜日まで（臨時休館を除く）
- (2) 開放する時間帯 午前〇時から午後〇時まで
（施設の管理）

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所属部課 〇〇〇〇 〇〇
- (2) 役職名 〇〇
- (3) 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号）に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

3 甲は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として市民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第7条 乙は、環境省及び気象庁が発表する熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートをメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報の伝達を受けるものとする。

2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放

可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に無料で開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における市民その他の者の滞在に係る対応は、乙において行うものとする。

(変更の協議)

第8条 乙は、対象施設の営業時間の変更、増改築等に伴い、本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 京都府長岡京市開田一丁目1番1号
長岡京市
長岡京市長 ○○ ○○

(乙) 京都府長岡京市○○○丁目○番○号
○○○○ ○○
○○ ○○ ○○